

令和 4 年 1 月 4 日
日 本 銀 行

日・フィリピン間の 二国間通貨スワップ契約の更新

日本・フィリピン間の二国間通貨スワップ契約について、両国は、現存の第 3 次契約を再更新し、その期限を延長することとし、その旨の契約文が日本国財務大臣の代理人たる日本銀行及びフィリピン中央銀行の間に交わされ、本年 1 月 1 日に発効した。本契約は、日本及びフィリピン当局が、相互に米ドルと自国通貨を交換することを、また、フィリピン当局が、日本円と自国通貨を交換することを可能とするものである。本契約の交換上限額は変更なく、フィリピンが 120 億米ドル又は 120 億米ドル相当の日本円、日本が 5 億米ドルである。

今回の更新においては、直近のチェンマイ・イニシアティブ契約書の改正に沿った修正が組み込まれている。

日本及びフィリピンは、金融セーフティネット強化を目的とした本契約が、両国間における更なる金融協力の深化に資するとともに、アジア域内および国際的な金融安定に貢献することを期待する。